

1. 財務書類4表の概要

地方公共団体の会計制度は、その年にどのような収入があり、それをどのように使ったのかといった現金の動きがわかりやすい反面、町が整備してきた資産などの情報や行政サービス提供のために発生したコスト情報が不足してしまうといった弱点があります。本町では、これまで「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書〔平成12年3月総務省〕」に基づき、普通会計のバランスシート等（旧総務省方式）を公表してきました。

平成19年10月には、総務省から「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表され、発生主義の考え方を詳細に取り入れた「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」という2通りの作成モデルが示されました。そこで本町では、地方財政状況調査等を活用する旧総務省方式の作成方法を継承しながらも、資産・債務の適切な管理の観点から必要な修正を加えて提示されていること、新たな出納データ変換システム等は必要としないこと等から、取り組みやすく早期に作成効果が発現しやすい「総務省方式改定モデル」を採用し、平成22年度決算から普通会計ベースと連結ベースの財務書類4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成し、公表することとしました。

財務書類4表の各表には次のような特徴があります。

①貸借対照表

貸借対照表は、年度末時点における財産（資産）とその調達財源（負債・純資産）の状況を示したもので、調達財源のうち、負債と純資産は返済義務の有無で区別されます。負債は将来返済する義務がある財源ですが、純資産は将来返済する義務がない財源です。

資産には、道路や公園、小学校などの「公共資産」や“貯金”である「基金」、税金などの未納分である「未収金」などが含まれています。また、負債には借金である「地方債」や職員の退職金の総額である「退職手当等引当金」、職員の賞与の総額である「賞与引当金」などが含まれています。純資産には国や県から受け取った補助金やこれまで受け取った税金、手数料などが含まれています。

②行政コスト計算書

行政コスト計算書は、1年間の行政サービスに費やされた行政資源の額（コスト）を示したもので、行政コスト計算書は「経常行政コスト」と「経常収益」から構成されます。経常行政コストは、職員の「人件費」や事業を民間委託した場合の委託費などの「物件費」、生活保護などの「社会保障給付費」などから構成されています。また、経常収益は、サービスの対価として受け取った「使用料・手数料」「分担金・負担金・寄附金」から構成されています。税金などはサービスの対価ではないため、経常収益には含まれません。

「純経常行政コスト」は、行政コストから行政サービスを受けた人が負担した金額を差し引いた残りの金額です。義務教育やごみ収集、道路など行政サービス

のほとんどはサービスの対価を受け取りません。そのため、通常はプラス（経常行政コスト>経常収益）となります。

③純資産変動計算書

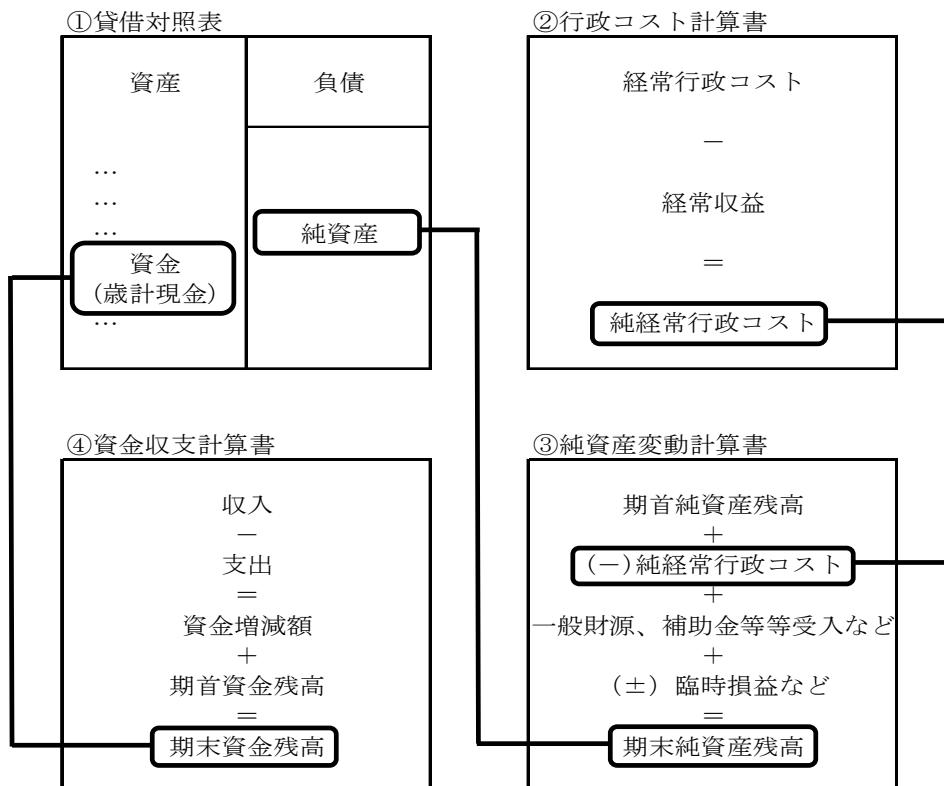
純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の1年間の変動内容を示したもので、税金などサービスの対価でない収入は純資産変動計算書に含まれます。純資産が増加していれば、将来世代のために資産を積み増していることになります。

「科目振替」には、「公共資産整備への財源投入」「地方債償還に伴う財源振替」「貸付金・出資金等への財源投入」が含まれています。「公共資産整備への財源投入」では、税金などがいくら道路や公園、小学校などを作るために使われたかがわかります。また、「地方債償還に伴う財源振替」では、税金などがいくら借金の返済に使われたかがわかります。「貸付金・出資金等への財源投入」では、税金などがいくら関係する法人への貸付や出資に使われたかがわかります。

④資金収支計算書

資金収支計算書は、1年間のお金の動きです。「経常的収支」「公共資産整備収支」「投資・財務的収支」から構成されます。「公共資産整備収支」は、道路や公園、小学校などに関係するお金の動きです。「投資・財務的収支」は、借金の返済や貸付金の回収、貯金の積み増しに関するお金の動きです。「経常的収支」は公共資産整備収支、投資・財務的収支に含まれる以外のお金の動きです。

○財務書類4表の関係



2. 連結の範囲

財務書類4表は、次の区分により、それぞれ作成しています。

- ① 普通会計
- ② 上里町全体連結（町を構成する全ての会計を連結）
- ③ 各種関係団体連結（町と連携協力して行政サービスを実施している各種関係団体を1つの行政サービス実施主体とみなして連結）

区 分		会 計 名 ・ 団 体 名	連結方法	対 象 範 囲	
普通会計	一般会計	一般会計	全 部 連 結	① 財務諸表 普通会計	② 地方公共団体 全体財務諸表 ③ 連結財務諸表
	普通会計に属する特別会計	神保原駅南土地区画整理事業特別会計			
公営事業会計	公営企業会計	法適用企業	水道事業	全部連結 (出資割合100%)	③ 連結財務諸表
		法非適用企業	公共下水道事業特別会計		
		農業集落排水事業特別会計	農業集落排水事業特別会計		
	普通会計に属さない特別会計のうち、公営企業会計以外のもの	国民健康保険特別会計	国民健康保険特別会計		
		介護保険特別会計	介護保険特別会計		
		後期高齢者医療特別会計	後期高齢者医療特別会計		
		地方三公社	上里町土地開発公社		
出資法人等	第三セクター	上里町勤労文化協会	上里町勤労文化協会		
	一部事務組合・広域連合	児玉郡市広域市町村圏組合	児玉郡市広域市町村圏組合	比例連結 (負担割合による)	③ 連結財務諸表
		本庄上里学校給食組合	本庄上里学校給食組合		
		埼玉県市町村総合事務組合	埼玉県市町村総合事務組合		
		彩の国さいたま人づくり広域連合	彩の国さいたま人づくり広域連合		
		埼玉県後期高齢者医療広域連合	埼玉県後期高齢者医療広域連合		

3. 財務書類作成上の前提条件

(1) 作成モデル

総務省方式改定モデルにて作成しています。

(2) 対象

財務書類4表は、次の3種のものを作成しています。

①普通会計

②地方公共団体全体（上里町の全ての会計を合算したもの）

③連結団体（上里町全会計と上里町の関連団体を合算したもの）

(3) 対象年度及び作成基準日

対象年度は平成23年度とし、作成基準日は平成24年3月31日です。

なお、出納整理期間（平成24年4月1日から平成24年5月31日まで）の平成23年度収支にかかる出納は、作成基準日までに終了したものとしています。

また企業会計を採用している会計及び連結対象法人には出納整理期間がないため、3月31日現在で未収金・未払金がある場合は、それを未収金・未払金として計上しています。ただし、上里町の各会計間や連結団体の各団体間ににおける未収金・未払金について、出納整理期間中に収入・支出されたものは、現金決済が当期内に完了したものとしています。

(4) 基礎数値

原則として、地方財政状況調査表及び決算書のデータを用いて作成しています。企業会計を採用している会計及び連結対象法人にあっては、それぞれ固有の会計基準に基づいて作成された財務書類を用いています。ただし、連結様式に統一するために各項目の組替えや調整を行っていることから、各会計及び各団体が固有に作成している財務書類とは違いが生じています。

(5) 固定資産の評価

普通会計の固定資産については、地方財政状況調査表のデータと固定資産税評価額等を用いて評価しています。

平成23年度は、すべての普通財産である土地について固定資産税評価額を用いて評価し、売却可能資産として計上しています。

なお、普通財産については、仮に売却するとした場合にどの程度の資産価値を持つのかを把握するため、現在の使用状況に関わらず一律に売却可能資産に区分しています。

上記以外の固定資産は、地方財政状況調査表の普通建設事業費を資産の取得原価とし、土地以外については、定額法により減価償却を行っています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・総務費 25年～50年 | ・商工費 25年 |
| ・民生費 25年～30年 | ・土木費 20年～60年 |
| ・衛生費 25年 | ・消防費 10年～50年 |
| ・労働費 25年 | ・教育費 50年 |
| ・農林水産業費 20年～50年 | ・その他 25年 |

(6) 連結について

「地方公共団体全体」については上里町の全会計を1つの行政主体とみなして、また「連結団体」については全ての連結対象法人を1つの行政主体とみなして連結しているため、各会計間あるいは各団体間の繰出金、負担金、補助金等の収支は相殺消去しています。

一部事務組合等については、上里町が加入している一部事務組合等を連結団体とし、上里町の負担割合に応じた金額で連結しています。

地方三公社については土地開発公社を、第3セクター等については上里町勤労文化協会を連結団体とし、全額を連結しています。